

指定障害福祉サービス事業 に係る留意事項について

青森市福祉部障がい者支援課

令和6年3月

令和5年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料について

本資料は、令和6年度報酬改定に伴う、事業所の指定基準の改正及び基本報酬等の改定を中心に説明を行います。

内容は、別添「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（令和6年2月6日 厚生労働省・こども家庭庁）」時点のものとなります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001205321.pdf>

今後、国から発出される通知等で補足する部分もありますのでご了承ください。

目次

- ①令和6年度障害福祉サービス等の基準改正について
- ②令和6年度報酬改定について
- ③経過措置の終了について
- ④サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の
役割について
- ⑤化学物質過敏症などの香りで困っている人への
配慮について
- ⑥市への届出について
- ⑦おわりに

①R6基準改正について(法施行規則関係)

対象：全てのサービス

【情報公表に係る報告（=WAMNET(ワムネット)の年度更新）の義務化】

事業所の指定の更新申請にあたり、情報公表に係る報告を
しなければならない

(=WAMNETを最新の情報に更新していなければならない)

令和5年度更新率：約60%

令和6年度から義務化

①R6基準改正について(法施行規則関係)

対象：自立生活援助、地域定着支援

障害者の地域移行・地域生活を推進するため、
同居する家族の障害・疾病等の場合に限らず、
「本人の生活環境の大きな変化その他の事情」により、
当該障害者の家族等による支援が見込めない状況にある場合においても
給付決定の対象となる。

令和6年度から改正

①R6基準改正について(このページから基準省令関係)

対象：全サービス（利用者が成人の場合）

【意思決定の支援】

- ・サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する。

令和6年度から義務化

- ・個別支援計画の作成に当たっては、
「利用者の自己決定の尊重・意思決定の支援」に配慮する。
「利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合」には、
当該利用者の意思、選好、判断能力等について丁寧に把握する。

令和6年度から努力義務化

①R6基準改正について

対象：全サービス（要支援者が児童の場合）

【意思決定の支援】

- ・ 支援の提供に当たっては、児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、児童及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮を行う。
 - ・ 通所支援計画の作成に当たっては、
児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、
その最善の利益が優先して考慮され、
（＝児童にとって最も善いことは何かを考慮すること）
心身ともに健やかに育成されるよう支援計画を検討する。
- ※児童の意思の尊重及び最善の利益の優先考慮については、国が手引きを作成する予定。

令和6年度から義務化

①R6基準改正について

対象：訪問系を除く全サービス

【意思決定支援】

サービス等利用計画及び個別支援計画の作成に係る会議は

・ 利用者

も参加すること（体調不良等、やむを得ない場合は除く）。

※障害児通所支援の場合は、児童・保護者の参加は不要。

ただし、児童の意見を尊重し、その最善の利益が優先して
考慮される体制を確保すること。

令和6年度から義務化

①R6基準改正について

対象：障害者支援施設

【意思決定支援・地域移行支援】

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとし、個別支援計画の作成に係る会議には、

- ・利用者本人
- ・地域移行等意向確認担当者

も招集し、利用者の生活に対する意向等を踏まえるものとする。

令和8年度から義務化

①R6基準改正について

対象：障害者支援施設

【地域移行等意向確認担当者の役割】

利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ

- ・ 利用している障害者支援施設以外に利用している
障害福祉サービス等の把握
- ・ 利用している障害者支援施設以外の障害福祉サービス等の
利用に関する意向の定期的な確認
- ・ アセスメントの際には、地域移行等意向確認等において
把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、
個別支援計画作成に係る会議に報告する。

地域移行等
意向確認等

担当者の選任は令和8年度から義務化

①R6基準改正について

対象：個別支援計画を作成するサービス

【個別支援計画の共有】

障がい者の状況を踏まえたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画が作成されるよう、個別支援計画の利用者・保護者への交付に加え、
計画相談支援事業者・障害児相談支援事業者
にも交付する。

令和6年度から義務化

①R6基準改正について

対象：生活介護、自立訓練（機能訓練）

【基準人員：職種の拡充 リハビリテーション職の配置】

生活介護は平均障害支援区分、機能訓練は利用者数に応じ、
下記の従業者を常勤換算方式で配置できるようになります。

- ・看護職員 ・生活支援員
- ・（必要な訓練を行う場合）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

高次脳機能障害等の後遺症により
言語障害を有する者等の支援を行うものとして追加

令和6年度から改正

①R6基準改正について

対象：介護保険 通所リハビリテーション事業者

基準を満たすことで「共生型自立訓練（機能訓練）」の指定が受けられるサービスとして、介護保険の通所リハビリテーションを追加。

令和6年度から改正

①R6基準改正について

新サービス：就労選択支援

就労選択支援は、障害者本人が就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力及び本人の適性等にあった選択を支援するサービスとして創設されます。

対象者は就労移行支援又は就労継続支援の新規利用者及び、既に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方となり、段階的に「原則として就労選択支援を利用する」対象が増える予定です。

政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定

①R6基準改正について

新サービス：就労選択支援

【運営基準】

・事業者要件

就労移行支援事業者又は就労継続支援A・B型事業者であって、「指定の申請の日前3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」その他これと同様の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると青森市が認める事業者でなければならない。

※市が認める要件については、国の通知等に従い設定する予定。

政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定

①R6基準改正について

新サービス：就労選択支援

【運営基準】

～運営のおおまかな流れ～

就労アセスメントを行う

→利用者、給付決定市町村、相談支援事業者、職安等の担当者等を招集

して担当者会議を開催し、利用者の就労に関する意向を改めて確認し、

担当者等に意見を求めた上で、「アセスメントの結果」を作成する。

→「アセスメントの結果」を利用者及び相談支援事業者へ提供する。

政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定

①R6基準改正について

新サービス：就労選択支援

【運営基準】

～運営のおおまかな流れ（続き）～

就労選択支援事業者は、就労アセスメントの結果を踏まえ、職安、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連絡調整を行う。

また、就労選択支援事業者は、自立支援協議会への定期的な参加や、職安への訪問等を通じて、地域の就労支援に係る社会資源・雇用事例等の情報収集に努めるとともに、利用者に対して、進路選択に資する情報を提供するよう努める。

※相談支援事業所は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、アセスメントの結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、上記のような連絡調整・情報提供を行う。

政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定

①R6基準改正について

新サービス：就労選択支援

【運営基準】

その他、準用する運営基準の規定については、
就労移行支援・就労継続支援事業と同様である。
生産活動の実施・工賃支払あり。

政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定

①R6基準改正について

新サービス：就労選択支援

【人員基準】

- ・ 管理者
- ・ 就労選択支援員（要件は別途告示にて示される）

《員数》利用者：支援員＝１５：１

※短時間のサービスであることから個別支援計画の作成は不要とし、
就労選択支援事業に対してのサービス管理責任者の配置は求めない。

政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定

①R6基準改正について

新サービス：就労選択支援

【設備基準】

訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室

その他運営に必要な設備を設けなければならない。

政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定

①R6基準改正について

対象：就労移行支援・就労継続支援・計画相談支援

【就労選択支援事業者との連携】

就労系サービスの事業者は、指定計画相談支援事業所と連携し、利用者に対し定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

相談支援専門員は、モニタリングの結果等を踏まえて、就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労系サービス事業所と連携し、就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

就労選択支援の創設後から義務化

①R6基準改正について

対象：就労継続支援B型

【工賃の支払いについて】

工賃の支払いに要する額は、原則として、

自立支援給付をもって充ててはならない。

生産活動に係る事業の収入
－生産活動に係る事業に必要な経費

≧

工賃の総額

※就労継続支援A型（非雇用の利用者の工賃）と同様の整理

令和6年度から明確化

①R6基準改正について

対象：自立生活援助

【実施主体の緩和】

- ・ 特定のサービス等の事業所指定を受けていることが不要となる。

【サービス管理責任者に関する緩和】

- ・ 常勤のサービス管理責任者1名あたりの利用者数：60人
- ・ 非常勤のサービス管理責任者1名あたりの利用者数：30人
- ・ 一般相談支援事業と一体的に運営する場合、
相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。

【訪問面接の緩和】

- ・ 利用者への定期的な訪問面接に、テレビ電話等が活用可能となる。

令和6年度から基準緩和

①R6基準改正について

対象：共同生活援助

【法改正による援助内容の明確化】

- ・ 身体及び精神の状況等に応じた
相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他日常生活上の援助
- ・ 日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、
住居の確保に係る援助
- ・ その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に
必要な援助

※一人暮らし等を希望する者に対する支援等が「援助」に含まれている

令和6年度から明確化

①R6基準改正について

対象：共同生活援助・障害者支援施設

【地域連携推進会議】

＝利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、

障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等

により構成される協議会

事業者は、おおむね1年に1回以上、この会議において事業の運営に係る状況を報告するとともに、構成員から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、その記録を公表する。併せて、概ね年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける。

令和7年度から義務化

①R6基準改正について

対象：共同生活援助・障害者支援施設

【医療機関との連携】

新興感染症の発生時に事業所内の患者等への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、事業者は、「第二種協定指定医療機関」との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

※第二種協定指定医療機関

今後、青森県が指定する予定。

令和6年度から努力義務

①R6基準改正について

対象：就労移行支援

【最低基準の緩和】

定員規模が 20人以上 から 10人以上 に改正

※多機能型の特例においては引き続き5人以上。

新規指定を申請する際の配置必要職員数（常勤換算）が半減します。

- ・これまで：職業指導員等で常勤換算4.2+サービス管理責任者
- ・改正後：職業指導員等で常勤換算2.1+サービス管理責任者

令和6年度から緩和

①R6基準改正について

対象：相談支援事業所等

【相談支援員の新設】

下記の要件を満たす相談支援事業所において、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者を「相談支援員」として配置し、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助等の業務に従事させることができる。

（要件）

- ・ 機能強化型サービス利用支援費若しくは機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たす相談支援事業所であること
- ・ 事業所に配置されている主任相談支援専門員により、相談支援員への指導・助言体制が確保されていること。

令和6年度から配置可能

①R6基準改正について

対象：（医療型）児童発達支援センター

【医療型児童発達支援事業の廃止に伴う整理等】

- ・ 医療型児童発達支援の児童発達支援センターへの一元化
- ・ 児童発達支援センターの指定基準の3類型

「障害児」 「主に難聴児」 「主に重症心身障害児」

の区分を「障害児」に一元化。

※一元化された後の人員基準は令和9年3月31日まで従前の例で可。

設備基準は当分の間、従前の例で可。

令和6年度から一元化

①R6基準改正について

**対象：児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援**

【総合的な支援】

支援の提供に当たっては、「心身の健康等に関する領域」を含む総合的な支援を行わなければならない。（児童の特性を踏まえた支援を確保する観点）

- ※ **5領域**「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」を**全て含めた総合的な支援を基本**とする。
→ 通所支援計画において5領域とのつながりを明確にすることを国は求めており、ガイドラインの更新と通所支援計画の参考様式が示される予定。

令和6年度から改正

①R6基準改正について

**対象：児童発達支援・放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援**

【支援内容の見える化】

「**支援プログラム**（＝5領域とのつながりを明確にした、事業所全体の支援内容を示すプログラム）」を事業所ごとに**策定**し、**公表**しなければならない。

令和7年度から義務化、未実施減算も適用

①R6基準改正について

**対象：児童発達支援・放課後等デイサービス
保育所等訪問支援・障害児相談支援**

【インクルージョンの推進①】

事業者は、児童が指定通所支援を利用することにより、
地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、

（＝並行通園の開始、保育所等への完全移行、等）

障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、
児童の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に
努めなければならない。

※インクルージョンの推進については、障害児相談支援についても同等の改正。

令和6年度から努力義務

①R6基準改正について

対象：児童発達支援・放課後等デイサービス 保育所等訪問支援

【インクルージョンの推進②】

児童発達支援管理責任者は、インクルージョンの観点を踏まえた

(=保育所等への移行支援、地域との交流の機会の確保、等)

指定通所支援の具体的内容、指定通所支援を提供する上での留意事項

その他必要な事項を記載した通所支援計画の原案を作成しなければ

ならない。

※インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援等についても、

国のガイドラインにて示される予定。

令和6年度から改正

①R6基準改正について

**対象：保育所等訪問支援
児童発達支援・放課後等デイサービス**

【自己評価等の実施（新設）】

保育所等訪問支援事業者は、おおむね年に一回以上、

自己評価・保護者評価・訪問先施設評価・改善の内容

を保護者に示すとともに、インターネット等で公表しなければならない。

【自己評価等の実施（保育所等訪問支援と併せて改正）】

自己評価は、「事業者による自らの評価」と「従業者からの評価」へ

令和6年度から改正、令和7年度から未公表減算適用

②R6報酬改定について

対象：相談支援事業以外全てのサービス

【福祉・介護職員等処遇改善加算への一本化・加算率引き上げ】

福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化され、名称が

「福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）」になります。

令和6年度は激変緩和措置があり、令和7年度はさらに率がアップする
予定です。

令和6年6月から改正

②R6報酬改定について

対象：生活介護

【基本報酬区分の見直し】

令和5年度までの基本報酬区分は、

「利用定員」と「利用者ごとの障害支援区分」で区分されていましたが、
令和6年度報酬改定後は

「利用定員」、
「利用者ごとの障害支援区分」
及び「利用者ごとの所要時間」によって決まることとなります。

令和6年度から改正

②R6報酬改定について

対象：就労継続支援A型

【スコア方式による評価項目の見直し】

○評価点の配分が上がった項目

- ・一日の平均労働時間による評価
- ・生産活動収支の差額で最低賃金を支払えている場合の評価
※支払えていない場合は減点が発生する。

○新規項目

- ・生産活動収支の差額で最低賃金を支払えない事業所について、
経営改善計画を作成していなければ減点する評価
- ・利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組に関する評価

令和6年度から改正

②R6報酬改定について

対象：就労継続支援B型

【平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し】

令和6年度報酬改定においては、最低賃金等の上昇に伴い、報酬単価は基本的にアップしているのですが、平均工賃月額「1万円以上1.5万円未満」「1万円未満」の区分については、報酬単価が下がっています。

【手厚い人員配置の評価】

「利用者：従業者」＝「10：1」「7.5：1」「6：1」の3つの区分になります。

※この改正に伴い、目標工賃達成指導員配置加算の人員配置要件は「5：1」へ。

令和6年度から改正

②R6報酬改定について

対象：児童発達支援・放課後等デイサービス

【基本報酬区分の見直し】

令和5年度までの基本報酬区分は、

「利用定員」と「利用者ごとの区分（医ケア・重心等）」で区分されて
いましたが

令和6年度報酬改定後は、

「利用定員」、「利用者ごとの区分」及び「利用者ごとの所要時間」
によって決まることとなります。

令和6年度から改正

③経過措置の終了について

全サービス対象

感染症予防及びまん延防止のため講ずべき措置

①感染対策委員会の定期的な開催

②感染対策マニュアルを踏まえた指針の整備

③研修及び訓練の定期的な実施

他の会議との
一体的な設置が
可能です。

- ・定期的な研修と、その記録が必要。
- ・発生時の対応について、定期的な訓練が必要

令和6年度から義務化

③経過措置の終了について

全サービス対象

業務継続計画の策定と計画に従い講ずべき措置

- 業務継続計画の策定
- 全従業員への研修及び訓練の実施
- 業務継続計画の見直しと変更

他の事業者との連携による
計画策定・研修や訓練の
実施が可能です。

令和6年度から義務化

③経過措置の終了について

○業務継続計画に記載すべき項目

アとイは
一体的な策定が
可能です。

ア 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制
（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

イ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

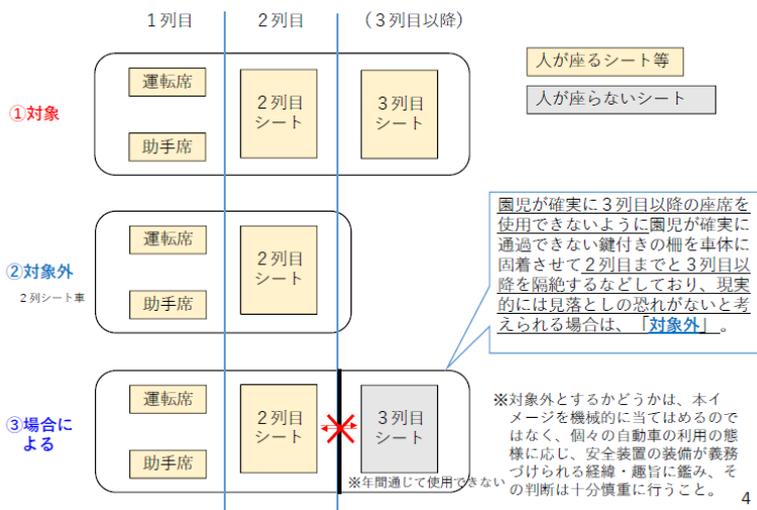
③経過措置の終了について

対象：障害児通所支援事業所

令和6年度から義務化

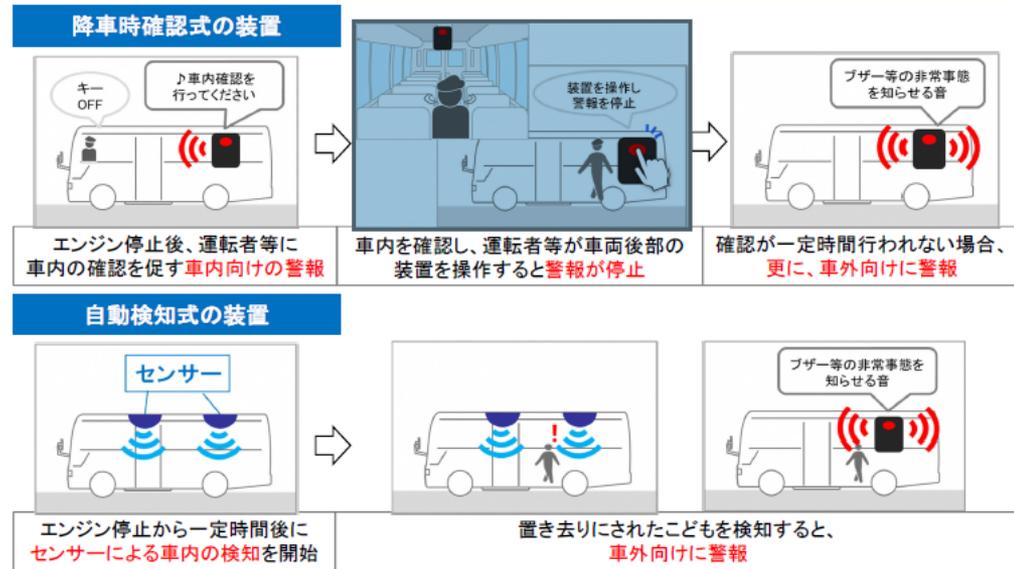
○送迎車両の安全装置装備

対象車両：原則、座席が3列以上ある送迎車両



園児が確実に3列目以降の座席を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶するなどしており、現実的には見落としの恐れがないと考えられる場合は、「対象外」。

※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。



国のガイドラインに適合する装置のリストの公開先URL（随時更新予定）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list>

③経過措置の終了について

対象：障害児通所支援事業所

○安全計画の策定

【盛り込むべき内容】

- ①安全点検について
 - (1) 施設・設備の安全点検
 - (2) マニュアルの策定・共有
- ②児童・保護者への安全指導等
 - (1) 児童への安全指導
 - (2) 保護者への説明・共有
- ③実践的な訓練や研修の実施
- ④再発防止の徹底

令和6年度から義務化

④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者の役割について

① 利用者支援プロセスの管理

- 支援の進行管理
- 個別支援計画の作成・修正

② サービス提供者への指導・助言

- 支援の質の向上（人材育成・指導助言）

③ 関係機関との連携

- サービス担当者会議への参加
- 地域資源との連携

事業所内

関係機関

地域社会

個別支援の質を担保し、
事業所と利用者を地域社会へとつなげる役割

④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者の役割について

① 利用者支援プロセスの管理 個別支援計画の作成

アセスメント

↳ 個別支援計画 原案 作成

↳ 個別支援 担当者会議

↳ 個別支援計画(本案)作成

↳ モニタリング

NGポイント

- ×サービス管理責任者以外の従事者が作成していた
- ×一連の流れが適切に行われていなかった

NGポイント

- ×計画に位置付けることが必要な加算について記載していなかった

NGポイント

- ×利用者や保護者の同意を得ていなかった
- ×必要な頻度で見直しをしていなかった



個別支援計画未作成減算
所定単位数の70/100～50/100へ減算
既請求分の過誤請求が必要となる場合も有

④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者 の役割について

① 利用者支援プロセスの管理（個別支援計画の作成）

× サービス管理責任者以外の従事者が作成していた

NG! 

（NG例）生活支援員が計画を作成し、サビ管が確認・決裁していた

個別支援計画作成プロセス（アセスメント⇒計画の検討・作成⇒モニタリング）にはサービス提供職員・相談支援事業者・利用者などの多くの方が関わりますが、**実際にアセスメント等を行い、計画を作成できるのはサービス管理責任者・児童発達管理責任者のみ**です。

× 一連の流れが適切に行われていなかった

NG! 

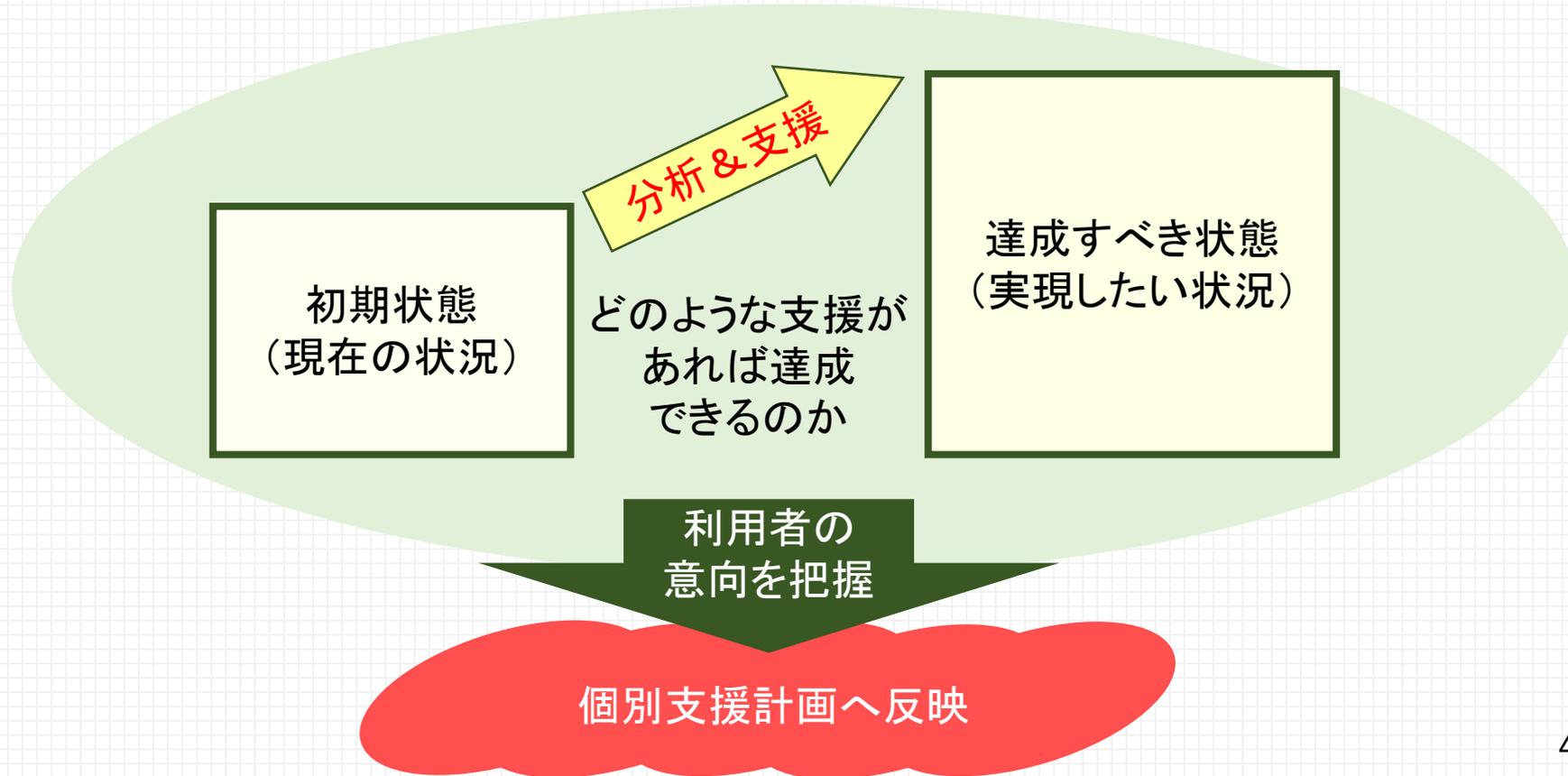
（NG例）モニタリングを行わないまま、個別支援計画の見直しを行っていた

（NG例）計画作成(2月6日)⇒個別支援会議(2月10日)など一部順番が前後していた
相談支援事業者によるアセスメントから始まるサービス利用計画⇒個別支援計画の作成プロセスは、**利用者のニーズを把握し、現状と達成すべき状態との差異を明確にするために必要なプロセス**です。

④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者 の役割について

利用者支援プロセスの管理（個別支援計画の作成）

- 役割
- ・達成すべき状態の明確化
 - ・ニーズに基づき利用者の望みを実現



④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者の役割について

利用者支援プロセスの管理（個別支援計画の作成）

×利用者や保護者の同意を得ていなかった

NG! 

○計画原案作成

⇒説明&同意

○本計画

⇒交付

○モニタリング

⇒結果の記録

本計画の交付時、
サインもしくは押印をもらう
※代筆も可能
(代筆者明記すること)

原則、本計画の交付後にサービス利用となるが、新規利用の場合は、アセスメントの必要性から、利用開始月の末日までに本計画を作成すればOK

OK! 

×必要な頻度で見直しをしていなかった

NG! 

就労移行支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助

⇒少なくとも**3カ月に1回以上**の見直しを行う

療養介護、生活介護、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、共同生活援助、施設入所支援、障害児通所支援においては全てのサービス

⇒少なくとも**6カ月に1回以上**の見直しを行う

OK! 

④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者 の役割について

利用者支援プロセスの管理（個別支援計画の作成）

NG! 

×計画に位置付けることが必要な加算について記載していなかった

↓個別支援計画に位置づけが必要な加算の例 ↓

- ・緊急時対応加算
- ・訪問支援特別加算
- ・食事提供体制加算
- ・延長支援加算
- ・夜間支援等体制加算Ⅰ
- ・日中支援加算
- ・入院時支援特別加算
- ・家庭連携加算
- ・地域生活移行個別支援特別加算
- ・入院・外泊時加算Ⅱ
- ・強度行動障害者地域移行特別加算
- ・強度行動障害者体験利用加算
- ・長期入院時支援特別加算
- ・入院時特別支援加算
- ・移行準備支援体制加算Ⅱ
- ・事業所内相談支援加算

OK! 

◎ 個別支援計画に上記加算を記載した後に、支援・請求を行う

④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者の役割について

② サービス提供者への指導・助言

- チームマネジメントが基本であること
- 利用者の権利擁護などの幅広い視点を伝えること
- 高度な専門的知識・技術獲得のための研修などの企画・運営

実施方法

- ↳ 適切なサービス提供のため、都度必要な助言・指導
- ↳ 「個別支援会議(事業所内カンファレンス)の進行役として議論を深める
- ↳ 「サービス利用計画」に基づく「個別支援計画」の作成
- ↳ off the job training 研修等(障害特性・支援困難事例・虐待等)
- ↳ on the job training 利用者面接・見学案内への同席等

支援会議

- ・ チームアプローチの場合
- ・ サービス提供職員と協働して検討

チームの共通目標を設定し、課題を共有
⇒ 良好なチームワークが大きな成果を生む

メンバーのやる気を引き出す
(指摘 より 気づき へ)

④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者の役割について

③ 関係機関との連携

○ サービス担当者会議(サービス等利用計画作成会議)への参加

↳ 相談支援専門員と連携し、支援チームを構築

※R6報酬改定:個別支援計画を相談支援専門員に交付することが必要

↳ 個別支援計画は関係者が支援のために連携するためのツール

○ 地域資源や他事業所とのつながりを模索する

↳ 利用者ニーズに対し、事業所で完結するサービスでは限界がある場合も。

↳ “地域資源”との協働(他職種チームの構築・インクルーシブな社会に向けて)

・医療機関
・保健所
・包括支援センター
・介護施設

医療・介護

・学校
・認定こども園
・教育研修センター
・はぐくみプラザ

教育・保育

・ハローワーク
・ジョブコーチ事業
・障害者就業・生活
支援センター

労働

・町会
・民生委員
・社会福祉協議会
・市役所各課

地域・行政

④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者の役割について

参考資料

国立障害者リハビリテーションセンター

:『サービス管理責任者等の役割と業務』

<http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2017/files/1-04.pdf>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター

:地域関係機関・職種の連携による障害者の就職と職場定着の支援

<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/p8ocur0000000wxa-att/kyouzai61.pdf>

⑤化学物質過敏症などの香りで困っている人への配慮について

知ってください!!

その香り

困っている人もいます

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気をするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。

香りの感じ方には個人差があります。

香り付き製品の使用に当たっては、周囲の方にもご配慮下さい。
なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。

“ヘルパーさんの柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気をする”・“サービスを使えない”という相談が、青森市や消費生活センター等に寄せられております。
利用者へ、可能な限りご配慮をお願いいたします。

化学物質過敏症

アレルギー疾患にも似ており、特定の物質に少量でも曝露されると過敏症状を来します。アレルギー疾患様の症状に加え、反復曝露により体内に蓄積し、慢性的な症状を来すという中毒性疾患に近い性格も兼ね備えています。

(関係省庁作成ポスター)

<https://www.city.aomori.aomori.jp/kansensho-taisaku/fukushi-kenkou/kenkou-iryou/nanbyou/documents/poster.pdf>

(青森市ホームページ)

<https://www.city.aomori.aomori.jp/kansensho-taisaku/fukushi-kenkou/kenkou-iryou/nanbyou/cs.html>

⑥市への届出について（年度初めに提出が必要な書類）

提出書類	提出が必要な事業所	提出期限
就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労継続支援A型事業所	令和6年4月15日 (予定)
就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労継続支援B型事業所	
就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労移行支援事業所	
就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労定着支援事業所	
就職状況報告書	全ての就労継続支援A型事業所 ・就労移行支援事業所	
処遇改善加算計画書	加算を算定する全ての事業所	

報酬改定に伴う確認のため「給付費の算定に係る体制等状況一覧表」「各加算の届出様式」等の提出が必要になると見込んでおります。変更になった様式の提供と併せて、メールにて随時、ご案内いたします。

⑦おわりに

○届出済の情報に変更があった場合

電話・FAX番号、メールアドレス（担当者様の名前等）

➡ 変更届は不要ですが、変更後の情報を障がい者支援課まで必ずお知らせください。

○事業者の皆様へのお願い

周知・情報提供・調査依頼などは、基本的にメールでお知らせしておりますので 一日に一度、メールをご確認ください
させていただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたらいつでもご相談ください。

今後ともよろしくお願いいたします。